



鳥取県公報

平成14年 8月 1日(木)

号外第118号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(83)(経営支援課)..... 1

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 1 利子補給の対象となる農業近代化資金の種類について、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の様態の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金及び畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金を追加する等の改正を行うこととした。(別表関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 8月 1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第83号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利子補給率は、同項の規定により知事が別に定める率に当該各号ごとに知事が定める率を加えて得た率とする。</p> <p>(1) 融資機関が、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の規定による経営改善計画の認定又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第4条の規定による果樹園経営計画の認定を受けた者に対し、別表第1号から第4号まで又は第7号に掲げる資金のうち当該農業経営改善計画、経営改善計画又は果樹園経営計画を実施するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村(農業近代化資金の貸付けを受けた者の住所地を管轄する市町村をいう。以下同じ。)が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合</p> <p>(2) 融資機関が、農業経営基盤強化促進法第12条第3項の農林水産省令で定める基準に準じて知事が定める基準に基づき市町村長による農業経営改善のための計画の認定を受けた者に対し、別表第1号から第4号まで又は第7号に掲げる資金のうち当該農業経営改善のための計画を実施するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1) <u>畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)</u></p>	<p>(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利子補給率は、同項の規定により知事が別に定める率に当該各号ごとに知事が定める率を加えて得た率とする。</p> <p>(1) 融資機関が、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の規定による経営改善計画の認定又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第4条の規定による果樹園経営計画の認定を受けた者に対し、別表第1号から第5号まで又は第7号に掲げる資金のうち当該農業経営改善計画、経営改善計画又は果樹園経営計画を実施するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村(農業近代化資金の貸付けを受けた者の住所地を管轄する市町村をいう。以下同じ。)が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合</p> <p>(2) 融資機関が、農業経営基盤強化促進法第12条第3項の農林水産省令で定める基準に準じて知事が定める基準に基づき市町村長による農業経営改善のための計画の認定を受けた者に対し、別表第1号から第5号まで又は第7号に掲げる資金のうち当該農業経営改善のための計画を実施するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1) <u>農舎、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯溜そう、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工受精施設、家畜市場施設、家畜診療施設又は農業生産(農産物の処理加工を含む。)に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金</u></p> <p>(2) <u>原動機、農用地改良造成用機具、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調</u></p>

- (2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金
- (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
- (4) 知事が定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金
- (5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で知事が指定するもの
- (6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって知事の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金(農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。)
- (7) 略

- 整散布用機具、病虫害等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具、運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に要する資金
- (3) 果樹、オリーブ、茶、ホップ、桑又はアスパラガスの植栽又は育成に要する資金
- (4) 牛、馬、めん羊、山羊若しくは豚の購入又は牛若しくは豚の育成に要する資金で知事が指定するもの
- (5) 知事が定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金
- (6) 診療施設、農事放送施設、水道施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって知事の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金
- (7) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に、改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給金について知事の承認の行われている農業近代化資金については、改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

